

佐賀県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	後 変 更 前 の 別
県道 武雄福富線	武雄市北方町大字芦原字勘取町四五六〇番一地从先から武雄市北方町大字芦原字堀越二六五三番地先まで	三五・八 一・六
	武雄市北方町大字芦原字勘取町四五六〇番一地从先から武雄市北方町大字芦原字堀越二六五三番地先まで	三四・七 八・四
		延 長 メートル
		幅 員 メートル
	一、三三二七・九	一、三三三六・八